様式第二(第3条関係)

新事業活動に関する新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

△△△△大臣 □□ □□ 殿

事業所管と規制所管が異なる省庁の場合、事業 所管大臣と規制所管大臣を記載する。 令和○○年○月○日

住所、事業者名、代表の役職名、 代表者名を記載する。

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 株式会社 METI 代表取締役社長 経産 太郎

産業競争力強化法第6条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施したいので、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

1. 新事業活動の目標

「新事業活動」の要件の一つである事業の 新規性や、公序良俗を害するおそれのない ことを判断するための内容を記載する。

【記載のポイント】

新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情、及びそれにより目指す事業の方向性を記載する。

- (例) 当社は、○○製品の製造・販売を行ってきているが、この度、生産効率の向上を目指し、その製造設備の一部を更新することを計画している。その製造設備については、○年に○回、△△又は××の方法による検査が義務付けられているが、それらの検査方法では、設備の稼働停止期間が長期に及び、多大なコストを要するため、設備投資費用を回収できない。ついては、△△又は××の方法に代わり、□□の方法による検査を採用することを前提とし、早期に設備の更新を進め、生産効率の向上を通じて、○○製品の価格競争力強化を図りたい。
- 2. 新事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

産競法上のいずれ新規性の要件を満た すかを記載する。

【記載のポイント】

「新商品の開発又は生産」、「新たな役務の開発又は提供」、「商品の新たな生産又は販売の方式の 導入」、「役務の新たな提供方法の導入」、「その他の新たな事業活動」のいずれに該当するのかを記 載する。

また、新事業活動及びこれに関連する事業活動を行うことにより、生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由と、当該事業が実現した場合の新たな需要の獲得見込み(売上、シェア等)を記載する。

生産性の向上又は新たな需要の開拓が見込まれることを記載する。

(例)「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」に該当。

□□の方法による検査を採用するとの前提の下、令和○年○月に、○○製品の製造に係る◇◇設備の更新を行うことにより、令和○年○月以降、生産ライン当たりの生産台数/日の○%増加を実現する。

・△△の検査方法:稼働停止期間○ケ月、コスト○円

・××の検査方法:稼働停止期間○ケ月、コスト○円

・□□の検査方法:稼働停止期間○週間、コスト○円

3. 新事業活動の内容

【記載のポイント】

次に示す項目の他、事業内容に係わる事項を具体的に記載する。

(1) 事業実施主体

申請者に限らず、新事業活動に関係するすべての者について、役割と名称を記載する。ただし、用 地保有者など、新事業活動との関係が希薄な事業者の記載は不要。

(例) 実施事業者:株式会社METI 検査結果の評価を行う者:

- ・国立大学法人○○大学○○研究センター(○○県○○市○○ ○-○-○)
- 株式会社○○研究所(△△県△△市△△ △-△-△)

(2) 事業概要

事業全体の概要を記載する。

事業全体の概要を記載した上で、事業の具体 的な流れや、商品の仕様などを記載する。

に記載する。

申請者以外の事業関係者について

は、申請者との関係も分かるよう

- ・特定の業への該当性を問う場合には、具体的な事業の流れを記載。
- ・業への該当性ではなく、商品が一定の基準を満たしているのかを確認する場合には、商品の仕 様等を記載。

いずれの場合も、記載事項は評価ではなく具体的な事実を記載し、客観的な記載を心懸ける。

可能であれば時系列順に事業の流れを記載する。

(例) ○○製品の製造について、工場の生産効率の向上を図るため、◇◇設備の一部更新 を行う。

○○県△△市に所在する○○工場において、◇◇設備を更新し、それが生産効率に与える影響を○年間にわたって検証する。生産台数や従業員の労働生産性について、更新前との比較を行い、その結果を評価した上で、設備更新の全国展開を検討していく。その際、◇◇設備に義務付けられている検査方法については、現行の○○法及び○○法施行規則において認められている△△又は××の方法に代わり、□□の方法による検査を採用する。□□の方法に使用する機器は、以下のとおりである。

<使用機器>

機器名:○○ (本体重量○○kg/消費電力○○W/電源○○V) 特記事項:令和○年○月から○○国において、導入済み。 <関連商品例>○○、△△△、×××、▲▲▲、など。

補足する写真・図表などがある場合は添付

(3) 新事業活動を実施する場所

【記載のポイント】

サービス提供場所、製造場所、対象エリア、などを記載。

- (例) ○○県△△市××○-○-○に所在する当社の○○工場 ○○工場において、○年間にわたり、□□の検査方法を採用しつつ◇◇設備 が生産効率に与える影響を検証し、その結果を評価した上で、その他の工場 についても、順次、◇◇設備を更新する予定。
- 4. 新事業活動の実施時期

【記載のポイント】

新事業活動のスケジュールを記載する。

事業所管省庁や規制所管省庁が対応するにあたっての スケジュール感を把握できるよう、いつ頃から事業を 開始する想定なのか記載する。

※既に実施している事業は、新事業特例制度の対象外 となる。

(例)

<事業スケジュール>

令和○年○月	○○工場の◇◇設備の更新工事の開始
令和○年○月	工事終了、◇◇設備の稼働開始
令和○年○月	□□の方法による検査(第 1 回)
令和○年○月	□□の方法による検査(第2回)。
令和○年○月	◇◇設備の導入が生産効率に与える影響等の検証・評価
令和○年○月	事業総括及び◇◇設備更新の全国展開の検討

5. 新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。) の規定

【記載のポイント】

規制の根拠となっていると考えられる法令等 (規制に関連する告示・通達等を含む。) の名称、関係する条文を引用する。

具体的な条文にどのように記載されているか、本照会書で分かるように、対象となる法令等の**条文をそのまま引用する。**

- (例) ○○法施行規則(抄)
 - 第〇条 法第〇条に規定する〇〇を用いる設備の検査は、 \triangle 人又は \times ×の方法による。 (略)
- 6. 新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容 【記載のポイント】

新事業活動における何について整備が必要なのか、また、規制の根拠となる法令のどの部分に措置を 求めているのか、明確に記載する。それに続いて、新たな規制の特例措置を整備することにより実施が 可能となる事業活動の内容を記載する。

- ・新たな規制の特例措置を適用する際の安全性を確保 するための措置がある場合は、具体的に記載する。
- ・現行規制の範囲において、既に事業の一部を実施している場合はその内容を記載する。

(例)

- (1)整備を求める規制の特例措置の内容本要望書3.(2)記載の当社の新事業活動における○○が、○○法施行規則第○条の規定により、○○又は○○の方法に限られているが、特例的に、○○の方法も認める。新たな規制の特例措置を適用する際の安全性を確保するため、○○の措置を講ずる。
- (2) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる事業活動の内容 特例措置の整備により△△を行うことが可能となる。
- (3) 現行規制の範囲において既に部分的に実施している事業の内容 現行法制の範囲において、□□の部分について既に事業を実施している。

7. その他

【記載のポイント】

必須事項ではないが、1~6に記載できなかった内容を記載。

(例) ○○省との相談実績

令和○年○月に、○○省と相談。本事業活動と○○法第○条の規定との関係について、説明を受けた。

(備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動の目標

新事業活動に係る事業の目標(新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性)を要約的に記載する。

- 2. 新事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由 新たな規制の特例措置を実施することにより、生産性の向上(資源生産性の向上を含 す。)又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
- 3. 新事業活動の内容
- (1) 新事業活動に係る事業の実施主体を記載する。
- (2) 新事業活動に係る事業の概要を記載する。
- (3) 新事業活動を行う場所の住所を記載する。
- 4. 新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
- (1)整備を求める規制の特例措置の内容(現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。)を要約的に記載する。
- (2) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる事業活動の内容を要約的に記載する。
- (3) 現行規制の範囲において、既に事業の一部を実施している場合はその内容を記載する。